

義務教育の教職員定数の概要

各学校に必要とされる教職員の人数は、具体的に何人と決められているのでしょうか？

野川 孝三（教育総研特別研究員）

教職員の基礎定数

→基礎定数とは、法律で具体的な人数算定が規定されている定数のこと。

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程	
校長	学校数×1人
副校長、教頭 主幹教諭、指導教諭、 教諭、助教諭、講師	①学級数に応じて、必要な学級担任、教科担任の教員数を考慮して、学校規模ごとに学級数に乘ずる数が設定されている ②副校長、教頭は小学校 27 学級以上、中学校 24 学級以上は複数配置 ←定数上は、この枠の職は(主幹養護教諭と主幹栄養教諭を除いて)一つの括り
養護教諭(主幹養護教諭、養護助教諭を含む)	3 学級以上の学校数×1人 小学校 851 人以上、中学校 801 人以上は複数配置
栄養教諭(主幹栄養教諭を含む)及び学校栄養職員	学校給食単独実施校の場合 児童生徒数 550 人以上の学校数×1人、550 人未満の学校数×1/4 人 共同調理場の場合 児童生徒数 1500 人以下×1人、1501 人~6000 人×2人、6001 人以上×3人
事務職員	3 学級の学校数×3/4 人、4 学級以上の学校に1人 小学校 27 学級以上、中学校 21 学級以上は複数配置 要保護、準要保護の児童生徒が 100 人以上かつ全児童生徒数の 25%以上の学校に1人加算

※校長定数を除き、義務教育学校の前期課程は小学校と同じ算定、義務教育学校の後期課程と中等教育学校前期課程は中学校と同じ算定。

特別支援学校	
校長	学校数×1人
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師	小学校、中学校に準拠 (特別支援学校の特色に応じた定数が別途規定)
養護教諭(主幹養護教諭、養護助教諭を含む)	学校数×1人 児童生徒数 61 人以上の場合は学校数×2人
栄養教諭(主幹栄養教諭を含む)及び学校栄養職員	学校給食を実施する学校数×1人
事務職員	小学部の数×1人、中学部の数×1人
寄宿舎指導員	寄宿舎を置く特別支援学校ごとに、寄宿舎児童生徒×1/5人(肢体不自由は 1/3 人)、最低保障 12 人

2017年の義務標準法改正で新設された基礎定数について

- ア)障害に応じた特別の指導(通級指導)のための基礎定数：児童生徒数×1/13人
- イ)日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数：児童生徒数×1/18人
- ウ)教育公務員特例法に規定する初任者研修のための基礎定数：初任者研修受講者数×1/6人
- エ)少人数指導等の推進のための基礎定数は次の通り。

- ・児童生徒数 200人～299人まで 0.25人
- ・児童生徒数 300人～599人まで 0.5人
- ・児童生徒数 600人～799人まで 0.75人
- ・児童生徒数 800人～1,199人まで 1人
- ・児童生徒数 1,200人～1.25名

ア)～エ)を2017年度から2026年度までの10年間で段階的に実施。ア)イ)は加配定数の約9割を基礎定数化。ウ)は全て基礎定数化。エ)は少人数指導の加配定数約41,000人のうち約9,500人分を基礎定数化。

教職員の加配定数

義務標準法には、基礎定数の他に定数の特例として加配定数が規定されている。加配事項が法定されているのみで、毎年文科省と財務省との間の予算折衝において、定数の人数が確定するものである。実際に加配する場合、自治体からの申請が求められる。2024年度は総数約45,000名。

加配事項	
指導方法工夫改善加配	少人数指導、習熟度別指導、IT、小学校の教科担任制など
児童生徒支援加配	いじめ、不登校などへの対応、特別な配慮が必要な児童生徒への対応など
特別支援教育加配	通級指導への対応や特別支援学校のセンター的機能強化など
研修加配	大学院派遣、長期社会体験、研究指定校など
主幹教諭加配	主幹教諭の授業時数等の軽減
養護教諭加配	いじめ、保健室登校など児童生徒の心身の健康への対応
栄養教諭加配	肥満、偏食など食の指導への対応
事務職員加配	共同学校事務室、共同実施を通じた事務機能の強化

※段階的な定年延長期間に新規採用者確保のための特例加配定員措置がある。

対象は教員、養護教諭、栄養教職員、事務職員。

※産休、育休の代替者を確保するための加配措置がある。産休、育休の代替となるまでは、既存の加配事由となる。対象は教員、養護教諭、栄養教職員、事務職員。